シルバー派遣をご利用いただくお客様へ

平成27年4月版

① シルバー派遣事業とは

高齢者の多様な働き方に対応した雇用・就業機会を確保するために「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第103号）により、シルバー人材センターについて、届出により一般労働者派遣事業を実施できるようになっております。

（公社）千葉県シルバー人材センター連合会では、平成 21 年 5 月 21 日に千葉労働局宛てに届出をしておりシルバー派遣事業を行っております。

届出受理番号：シ12－001

このシルバー派遣事業は、シルバー人材センター会員が、（公社）千葉県シルバー人材センター連合会との雇用関係のもとに派遣先の事業所等で他の従業員と同様に、派遣先の指揮命令を受けて働くという、従来から実施している請負・委任契約による方式とは全く異なる仕組みです。

② 「請負・委任」と「派遣」の相違について

項　目	派　遣	請負・委任
仕事の期間・内容	「臨時的・短期的な就業（概ね月 10 日程度以内のもの）」または「軽易な業務（週 20 時間以内のもの）」	
発注者の指揮命令	受ける	受けない
発注者との混在作業	混在作業は可	混在作業は**不可**
適用される保険	労災保険	シルバー保険
発注者との契約当事者	（公社）千葉県シルバー人材センター連合会	各市町村シルバー人材センター

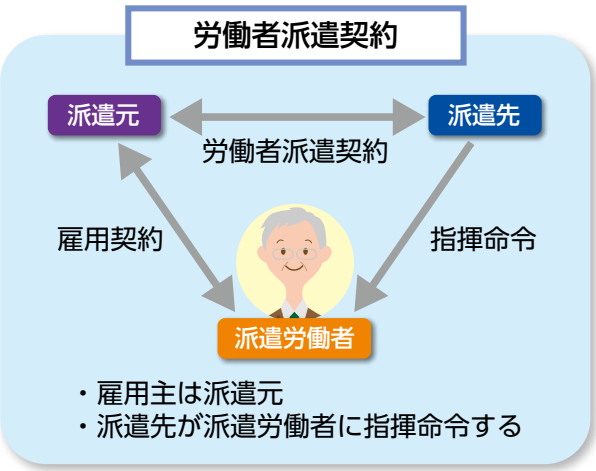

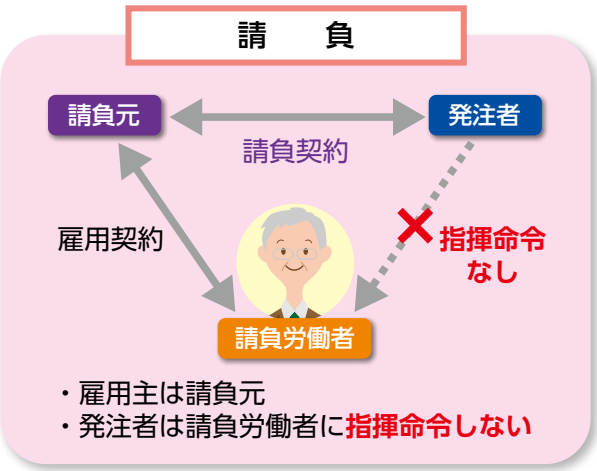

公益社団法人 市川市シルバー人材センター
（公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会　市川市事務所）

③ シルバー派遣事業の特色とメリット

★知識・経験が豊富で元気な高齢者（60 歳以上）を派遣致します。
★有資格者で高度なスキルをもった会員を事業主のニーズに合わせ派遣致します。
★「臨時的・短期的な就業（月 10 日程度以内）またはその他軽易な業務（週 20 時間未満）」の就業になり、短期的、短時間、低コストの労働力を提供致します。
★公益的・公共団体ですので、安心してご発注していただけます。
★平成 24 年 10 月 1 日改正の労働者派遣法では 30 日以下の日雇い派遣は原則禁止となりましたが、60 歳以上の人は対象外となっています。
★発注者の指揮命令の下で他の従業員と共同で働くことが可能となります。
★必要な時に、必要な時間、必要な人材を確保できます。
★人の募集や面接、教育にかかる時間と費用が不要になります。

④ シルバー派遣の業務内容

・シルバー人材センターが行う派遣事業は、一般の派遣事業者と同様に幅広い業務を取り扱います。千葉県内におけるシルバー派遣事業の主な業務実績を以下に示します。

	区　分	仕　事　内　容
①	自動車運転業務	・介護施設（送迎車運転）　・市役所（連絡便等運転） ・小売店（商品配送）　等
②	スーパーマーケット 販売支援	・調理補助　・惣菜作り　・各種商品管理・品出し ・値付け　・パック詰め　・店内清掃　等
③	ホームセンター販売支援	・灯油給油　・切り花包装　・水やり　・木材加工 ・商品パック　・各種商品管理　・品出し　・自転車修理　等
④	施設管理	・公民館管理　・霊園保護管理　・公園緑地維持管理　等
⑤	資源ゴミ分別	・資源ゴミ分別　・粗大ゴミ解体　等
⑥	事務作業	・経理事務　・病院受付事務　・パソコン入力　等
⑦	製造業務補助	・商品箱詰め　・包装　・工場内雑役　・構内軽作業　等
⑧	レストラン／食堂内業務	・食堂内雑役　・調理補助　等

平成26年度において、県内の約60社からご注文を戴き、約400名の派遣会員が派遣業務に就業致しました。

⑤ シルバー派遣を利用するには

（1）見積依頼

お気軽に最寄りの千葉県内シルバー人材センターもしくは千葉県シルバー人材センター連合会へお問い合わせ下さい。

現在千葉県内には 46 のシルバー人材センターがあり、その内 39 センターが“厚生労働省千葉労働局”へシルバー派遣事業の届出をしており、派遣事業を取扱いしております。
（最終頁“派遣事業届出済みセンター 一覧表をご参照願います）

＜注＞ お住まいの地域に該当センターがない場合でも対応できますので、千葉県シルバー人材センター連合会までお問い合わせ下さい。

（2）契　　約

シルバー派遣を利用するためには契約書を締結する必要があります。

千葉県で使用している契約書類は、（公社）全国シルバー人材センター事業協会が定めた全国のシルバー人材センターが利用している様式に準拠しております。

	様　式　名	概　　要
①	基本契約書	コンプライアンスをはじめとする基本事項についての契約書。 各 1 通相互保有。自動更新可。
②	個別契約書	就業条件、価格、派遣元／派遣先責任体制等を明示したもので、 最重要書類。各 1 通相互保有。
③	派遣通知書	派遣元から派遣先に対して、個別契約書の就業条件に対応した 派遣労働者名を通知するもの。
④	労働条件通知書兼就業 条件明示書	派遣元が派遣労働者へ通知するもので、個別契約書に記載された 就業条件、支払賃金等を記載する。
⑤	派遣会員同意書	派遣労働者が派遣元へ提出するもので、労働条件書についての 同意書及びコンプライアンスに関する誓約書 ＜派遣就業に関する同意書、個人情報の取扱いに関する同意書、 情報保護に関する誓約書＞

【個別契約書締結必要事項】

（a）派遣先情報：派遣先名称／所在地／
派遣先責任者：氏名・所属・役職・連絡先
苦情の申し出を受ける人：氏名・所属・役職・連絡先
指揮命令者：氏名・所属・役職・連絡先

派遣先責任者／苦情の申し出を受ける人／指揮命令者を決めて戴く必要があります。
兼務されても問題ありません。

（b）派遣元情報：派遣先名称／所在地／
派遣元責任者：氏名・所属・役職・連絡先
苦情の申し出を受ける人：氏名・所属・役職・連絡先

⑥ 契約後の事務処理について

（1）勤務実績の確認

　契約締結後、派遣先で派遣会員が毎日の勤務実績を"勤務実績通知書"に記載いたしますので、指揮命令者もしくは派遣先責任者に確認して戴きます。月の締切にあたり最終的に派遣先責任者の承認を戴いた後、派遣会員は各センターの派遣元責任者へ報告致します。

（2）請求書の作成

・各センターでは勤務実績を"派遣事務システム"へ入力し、県連合会の派遣事務担当者へ"勤務実績通知書"の写しを送付致します。
・県連合会では再度入力内容をチェックした上で、"派遣事務システム"により請求書を作成して、派遣先へ送付致します。

請　求　書

SAMPLE

請 求 書

発行日：平成26年05月08日
No. 5-12000-1-3-201404

株式会社 ABC商事 御中

〒260-0013
千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル4階
公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会
会長 連合 太郎
電話：043-227-5112
FAX：043-227-5197

下記の通りご請求申し上げます。
請求対象就業期間：平成26年04月01日 平成26年04月30日

件名：　調理補助業務
支払期日：平成26年05月20日

【請求金額】

作業費合計	153,272 円	
その他課税	0 円	備考：
消費税	12,261 円	
交通費	2,600 円	
その他非課税	0 円	備考：
請求金額合計	168,133 円	

【振込先】
千葉銀行 県庁支店
普通 3057076
ｼﾔ)ﾁﾊﾞｹﾝｼﾙﾊﾞｰｼﾞﾝｻﾞｲｾﾝﾀｰﾚﾝｺﾞｳｶｲ

No	業務内容 / 派遣労働者氏名	区分	勤務日数（日）	労働時間（hh:mm）	単価（円/単位）	単価区分 / 金額（円）
1	調理補助業務					時給
	千葉 花子	基本	13	83:00	952/時間	79,016
2	調理補助業務					時給
	市原 義男	基本	13	78:00	952/時間	74,256
		交通費				2,600

勤務実績通知書

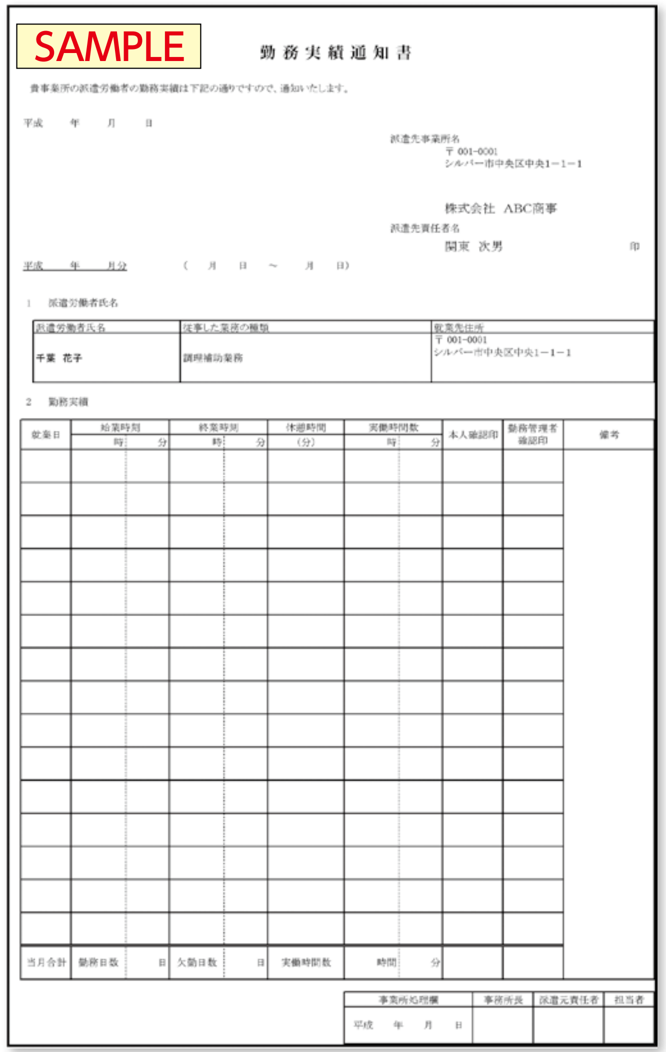

SAMPLE

勤 務 実 績 通 知 書

貴事業所の派遣労働者の勤務実績は下記の通りですので、通知いたします。

平成　年　月　日

派遣先事業所名
〒001-0001
シルバー市中央区中央1－1－1

株式会社 ABC商事

派遣先責任者名
関東 次男　印

平成　年　月分　（　月　日 ～　月　日）

1　派遣労働者氏名

派遣労働者氏名	従事した業務の種類	就業先住所
千葉 花子	調理補助業務	〒001-0001 シルバー市中央区中央1－1－1

2　勤務実績

就業日	始業時刻 時	始業時刻 分	終業時刻 時	終業時刻 分	休憩時間（分）	実働時間数 時	実働時間数 分	本人確認印	勤務管理者確認印	備考
当月合計	勤務日数	日	欠勤日数	日	実働時間数	時間	分			

事業所処理欄	事務所長	派遣元責任者	担当者
平成　年　月　日			

派遣事務システムイメージ

（3）入　金

・契約書で取り決められた期日を明示した請求書に基づき入金して戴きます。

⑦ 派遣受入期間の制限と派遣法改正について

・現在の派遣法では、一部の期間制限のない業務（政令26業務）を除いて、派遣先における同一の業務について、受け入れる期間に制限があり、原則１年間最長３年間となっています。
・この派遣受入期間は派遣会社や派遣労働者が変わっても通算されます

政令26業務

1）ソフトウェア開発
2）機械設計
3）放送機器等操作
4）放送番組等演出
5）事務用機器操作
6）通訳・翻訳・速記
7）秘書
8）ファイリング
9）調査
10）財務処理
11）取引文書作成
12）デモンストレーション
13）添乗
14）建築物清掃
15）建築設備運転・点検・整備
16）案内・受付・駐車場管理等
17）研究開発
18）事業の実施体制等の企画・立案
19）書籍等の制作・編集
20）広告デザイン
21）インテリアコーディネーター
22）アナウンサー
23）OAインストラクション
24）テレマーケティングの営業
25）セールスエンジニアリングの営業
26）放送番組等における大道具・小道具

・派遣法の改正案は平成26年度の国会にて廃案となりましたが、政府は平成27年３月13日、派遣社員に同じ仕事を任せる期間の制限を事実上なくす労働者派遣法の改正案を閣議決定し、国会に提出致しました。
シルバー派遣事業に関連が深いと思われる派遣法の改正案について公開されている情報を紹介いたします。

平成26年9月29日　第187回臨時国会に提出した労働者派遣法の改正法案（概要）より

2．労働者派遣の期間制限の在り方等について

現行制度は、専門業務等からなるいわゆる26業務には期間制限がかからず、この他の業務には原則1年・例外3年の期間制限がかかるが、分かりにくい等の課題があることから廃止することとし、全ての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限（3年）と派遣先の事業所単位の期間制限（3年、一定の場合に延長可）を設ける。

厚生労働省ホームページ　派遣法見直し案に関するＱ＆Ａ（平成27年2月28日確認）より

Ｑ３：今回の見直し 案で は、派遣先における期間制限についても見直しが行われると聞きましたが、これまでの期間制限とどのように違うのですか 。

Ａ３：現行制度では、派遣先が同一の業務に派遣を受け入れることができる期間は、原則１年（最長３年）に制限されています。その一方で、いわゆる「26 業務」等 に該当する場合には、派遣受入期間の制限はありません。

　今回の見直し案における"派遣先単位の期間制限"は、**一部の例外（＊３）**を除き、同一の事業所において３年を超えて継続して派遣労働者を受け入れてはならないとされたものです。これ は、事業所で最初に派遣労働者を受け入れた日を起点として、その後その事業所に受け入れた派遣労働者を 含めて、その起点 日から３年目の日を上限と することが提案されているものです。

（＊３）無期 雇用の派遣労働者、**60歳以上の高齢者**、日数限定業務、有期プロジェクト業務、育児休業の代替要員等の 業務

⇒改正案ではシルバー派遣事業の派遣期間の制限はなくなることになります。

シルバー派遣事業届出済みのシルバー人材センターにおいては、“派遣元責任者講習”を受講した派遣元責任者が千葉労働局へ届出されております。

（c）就業条件：派遣期間
就業日・就業時間、休憩時間

派遣期間は最長１年間で、現在の派遣法では政令26業務を除く自由化業務は、最大3年間となっています。<尚、派遣法の改正については、国会で審議予定であり大幅に見直しされる見通しです。>

重要 シルバー事業は「臨時的・短期的な就業」または「軽易な業務」に就業することを法律で義務付けられております。そこで、**“就業時間は週20時間を超えないこと”**を契約の条件としております。週20時間を超える場合は複数人のローテーションにより対応させて戴きます。

（d）料金：**派遣料金＝派遣労働者賃金 × 派遣手数料**で**外税方式**で表示致します。

重要 平成27年4月1日現在派遣手数料は**19％**に設定させて戴いております。
派遣手数料には下記の費用が含まれます。

No	項　　目	内　　容
①	県連合会事務費用	見積・契約・請求・入金・給与計算・支払、年休管理、各種保険手続き、当局への各種届出／事業報告、派遣元責任者管理、他
②	各シルバー人材センター事務費用	引合・見積・契約、派遣会員募集・教育・会員管理、就業実績管理、派遣先窓口業務
③	派遣会員年休費用	６ヶ月以上継続勤務した場合に発生する
④	保険費用	労災保険、賠償責任保険
⑤	ITシステム利用費用	NRI 社会情報システム社サービスの“シルバー人材センター向け派遣情報システム”の利用費用
⑥	その他費用	郵送費、通信費、消耗品費、複写費　等

尚、派遣労働者へ提示する「労働条件通知書兼就業条件明示書」については、派遣法で派遣賃金と派遣料金とを併記するように義務付けられております。

（e）派遣人数：派遣労働者の人数ではなく、週５日、８時間 / 日勤務した場合の人数に換算したものを記載します。

【契約の変更について】

・以上の派遣先情報／派遣元情報／就業条件／派遣料金が変更になった場合は、個別契約書の変更となり、契約書の再締結が必要となります。

契約書様式のイメージを以下に示します。

基本契約書

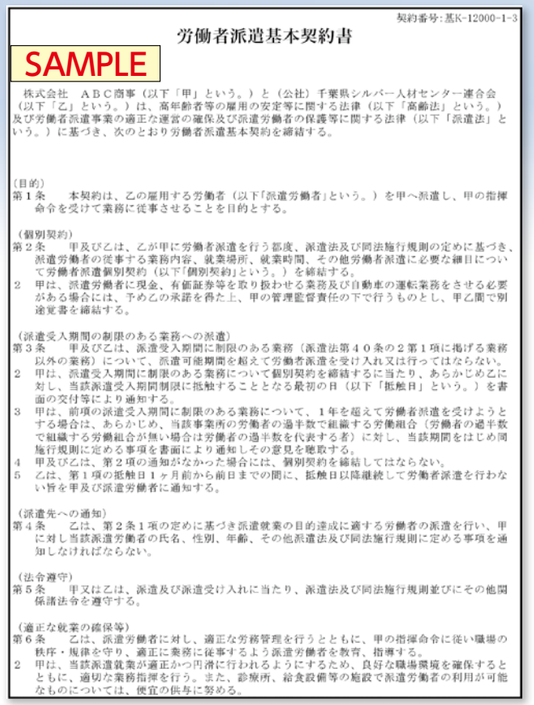

SAMPLE

契約番号：基K-12000-1-3

労働者派遣基本契約書

株式会社　ＡＢＣ商事（以下「甲」という。）と（公社）千葉県シルバー人材センター連合会（以下「乙」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づき、次のとおり労働者派遣基本契約を締結する。

（目的）
第１条　本契約は、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲へ派遣し、甲の指揮命令を受けて業務に従事させることを目的とする。

（個別契約）
第２条　甲及びと は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業時間、その他労働者派遣に必要な細目について労働者派遣個別契約（以下「個別契約」という。）を締結する。
２　甲は、派遣労働者に現金、有価証券等を取り扱わせる業務及び自動車の運転業務をさせる必要がある場合には、予めと の承諾を得た上、甲の管理監督責任の下で行うものとし、甲と乙間で別途覚書を締結する。

（派遣受入期間の制限のある業務への派遣）
第３条　甲及びと は、派遣受入期間に制限のある業務（派遣法第４０条の２第１項に掲げる業務以外の業務）について、派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れ又は行ってはならない。
２　甲は、派遣受入期間に制限のある業務について個別契約を締結するに当たり、あらかじめ乙に対し、当該派遣受入期間制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面の交付等により通知する。
３　甲は、前項の派遣受入期間に制限のある業務について、１年を超えて労働者派遣を受けようとする場合は、あらかじめ、当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合は労働者の過半数を代表する者）に対し、当該期間をはじめ同施行規則に定める事項を書面により通知しその意見を徴取する。
４　甲及びと は、第２項の通知がなかった場合には、個別契約を締結してはならない。
５　乙は、第１項の抵触日１ヶ月前から前日までの間に、抵触日以降継続して労働者派遣を行わない旨を甲及びと 派遣労働者に通知する。

（派遣先への通知）
第４条　乙は、第２条１項の定めに基づき派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、性別、年齢、その他派遣法及び同法施行規則に定める事項を通知しなければならない。

（法令遵守）
第５条　甲又はと は、派遣及び派遣受け入れに当たり、派遣法及び同法施行規則並びにその他関係諸法令を遵守する。

（適正な就業の確保等）
第６条　乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令に従い職場の秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導する。
２　甲は、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、良好な職場環境を確保するとともに、適切な業務指揮を行う。また、診療所、給食設備等の施設で派遣労働者の利用が可能なものについては、便宜の供与に努める。

個別契約書

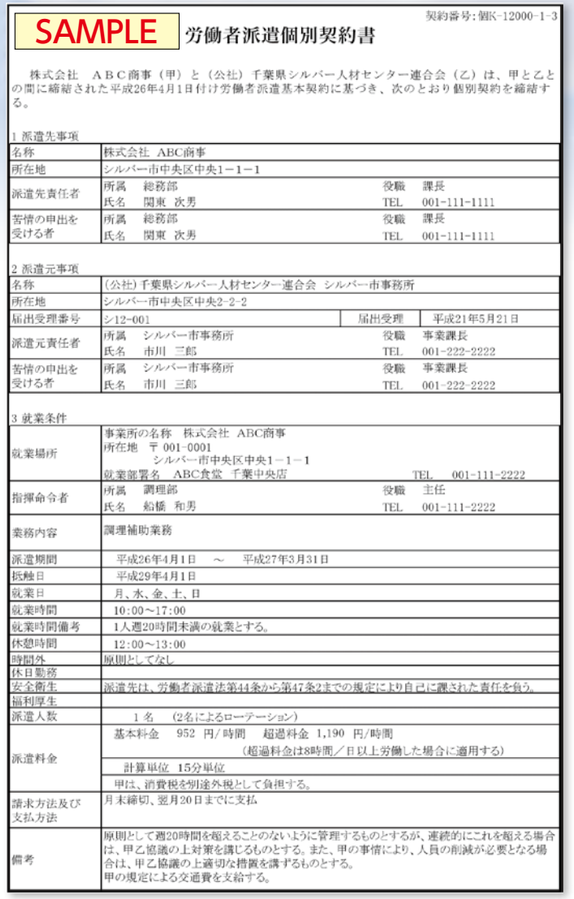

SAMPLE

契約番号：個K-12000-1-3

労働者派遣個別契約書

株式会社　ＡＢＣ商事（甲）と（公社）千葉県シルバー人材センター連合会（乙）は、甲と乙との間に締結された平成26年4月1日付け労働者派遣基本契約に基づき、次のとおり個別契約を締結する。

1 派遣先事項

名称	株式会社 ABC商事		
所在地	シルバー市中央区中央1－1－1		
派遣先責任者	所属　総務部 氏名　関東 次男	役職　課長 TEL　001-111-1111	
苦情の申出を受ける者	所属　総務部 氏名　関東 次男	役職　課長 TEL　001-111-1111	

2 派遣元事項

名称	(公社) 千葉県シルバー人材センター連合会　シルバー市事務所		
所在地	シルバー市中央区中央2-2-2		
届出受理番号	シ12-001	届出受理	平成21年5月21日
派遣元責任者	所属　シルバー市事務所 氏名　市川 三郎	役職　事業課長 TEL　001-222-2222	
苦情の申出を受ける者	所属　シルバー市事務所 氏名　市川 三郎	役職　事業課長 TEL　001-222-2222	

3 就業条件

就業場所	事業所の名称　株式会社 ABC商事 所在地　〒 001-0001 シルバー市中央区中央1－1－1 就業部署名　ABC食堂　千葉中央店　TEL　001-111-2222
指揮命令者	所属　調理部　役職　主任 氏名　鈴橋 和男　TEL　001-111-2222
業務内容	調理補助業務
派遣期間	平成26年4月1日　～　平成27年3月31日
抵触日	平成29年4月1日
就業日	月、水、金、土、日
就業時間	10:00～17:00
就業時間備考	1人週20時間未満の就業とする。
休憩時間	12:00～13:00
時間外	原則としてなし
休日勤務	
安全衛生	派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条2までの規定により自己に課された責任を負う。
福利厚生	
派遣人数	1 名　(2名によるローテーション)
派遣料金	基本料金　952 円/ 時間　超過料金 1,190 円/時間 (超過料金は8時間／日以上労働した場合に適用する) 計算単位　15分単位 甲は、消費税を別途外税として負担する。
請求方法及び支払方法	月末締切、翌月20日までに支払
備考	原則として週20時間を超えることのないように管理するものとするが、連続的にこれを超える場合は、甲乙協議の上対策を講じるものとする。また、甲の事情により、人員の削減が必要となる場合は、甲乙協議の上適切な措置を講ずるものとする。 甲の規定による交通費を支給する。

労働条件通知書

SAMPLE

労働条件通知書（兼）就業条件明示書

平成 26年　4月 1日

千葉　花子　様

派遣元事業主
〒　260-0013
千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル4階
(公社) 千葉県シルバー人材センター連合会
会長　蓮舟　太郎　印
TEL　043-227-5112

実施事業所
〒　001-0002
シルバー市中央区中央2-2-2

(公社) 千葉県シルバー人材センター連合会　シルバー市事務所
事務所長　千葉　次郎
TEL　001-222-2222

1.あなたを派遣労働会員として雇い入れます。
2.派遣労働会員としての就業についての労働条件は、次のとおりです。

業務内容	調理補助業務
就業場所	事業所の名称　株式会社 ABC商事 所在地　〒 001-0001 シルバー市中央区中央1－1－1 就業部署名　ABC食堂　千葉中央店　TEL　001-111-2222
指揮命令者	職名　主任　氏名　鈴橋 和男　TEL　001-111-2222
派遣期間	平成 26 年 4 月 1 日 から　平成 27 年 3 月 31 日 まで
雇用期間	平成 26 年 4 月 1 日 から　平成 27 年 3 月 31 日 まで
抵触日	
契約更新の有無	
就業日・就業時間	月 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 水 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 金 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 土 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 日 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 就業時間は週に20時間未満とする。2名でローテーション。
時間外勤務	原則としてなし
休日勤務	
休日	
休暇	6ヶ月以上継続して勤務した場合に付与される。特別休暇はありません。
派遣料金	時給　基本料金　952 円　超勤　1,190 円 (1日8時間以上勤務の場合に適用)
賃金	1.賃金　時給　基本賃金　800 円　超勤　1,000 円 2.賃金締切日　月末締切り 3.賃金支払日　翌月25日支払い(土日祝日の場合は翌営業日) 4.支払方法　銀行振込 5.昇給　無　6.賞与　無　7.退職手当　無 8.労使協定に基づく賃金支払時の控除　無
退職に関する事項	
安全衛生	派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条2までの規定により自己に課された責任を負う。

派遣通知書

SAMPLE

派 遣 通 知 書

株式会社　ABC商事　御中

労働者派遣契約(個K-12000-1-3)に基づき、下記のとおり派遣します。

派遣業務の内容	調理補助業務
派遣労働者の氏名	千葉　花子　女　(45歳以上)
派遣就業の期間	平 成 26 年 4 月 1 日　から　平 成 27 年 3 月 31 日 まで
派遣就業日・時間	月 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 水 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 金 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 土 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 日 曜日　就業時間：10:00～17:00　休憩時間：12:00～13:00 就業時間は週に20時間未満とする。2名でローテーション。
労災保険	適用
社会保険 (健康保険・厚生年金)	社会保険　無：被保険者資格なし (理由：所定労働時間・労働日数が常用労働者の概ね4分の3に満たないため。)
雇用保険	雇用保険　無：被保険者資格なし (所定労働時間が週20時間に満たないため。)

派遣事業届出済みシルバー人材センター

平成27年4月1日現在

No	センター名	郵便番号	住所	電話番号
1	(公社)千葉市シルバー人材センター	260-0843	千葉市中央区末広三丁目17番15号	043-265-0070
2	(公社)銚子市シルバー人材センター	288-0056	銚子市新生町二丁目1番5号	0479-20-7701
3	(公社)市川市シルバー人材センター	272-0031	市川市平田一丁目20番17号	047-326-7000
4	(公財)船橋市生きがい福祉事業団	273-0005	船橋市本町二丁目7番8号　船橋市福祉ビル2階	047-435-1255
5	(一社)館山市シルバー人材センター	294-0056	館山市船形297番地の71　若潮ホール	0470-27-2799
6	(公社)木更津市シルバー人材センター	292-0834	木更津市潮見二丁目9番地　市民総合福祉会館内2階	0438-25-2433
7	(公社)松戸市シルバー人材センター	271-0043	松戸市旭町一丁目174番地	047-330-5005
8	(公社)野田市シルバー人材センター	278-0003	野田市鶴奉5番地の1　勤労青少年ホーム内	04-7125-2300
9	(公社)茂原市シルバー人材センター	297-0026	茂原市茂原168番地	0475-25-4140
10	(公社)成田市シルバー人材センター	286-0819	成田市久住中央一丁目12番地3	0476-36-6161
11	(公社)佐倉市シルバー人材センター	285-0025	佐倉市鏑木町198番地2　レインボープラザ佐倉2階	043-486-5482
12	(公社)東金市シルバー人材センター	283-0003	東金市道庭1193番地80	0475-58-1888
13	(公社)旭市シルバー人材センター	289-2504	旭市ニの2599番地1	0479-60-1150
14	(公社)習志野市シルバー人材センター	275-0004	習志野市屋敷四丁目6番6号	047-493-8011
15	(公社)柏市シルバー人材センター	277-0005	柏市柏255番地の33号	04-7166-6681
16	(一社)勝浦市シルバー人材センター	299-5231	勝浦市沢倉515番地の2　勝浦市役所分館	0470-70-1313
17	(公社)市原市シルバー人材センター	299-0111	市原市姉崎883番1　シルバーワークプラザ	0436-60-3551
18	(公社)流山市シルバー人材センター	270-0114	流山市東初石三丁目103番地の18	04-7155-3669
19	(公社)八千代市シルバー人材センター	276-0046	八千代市大和田新田312番地の5　福祉センター1階	047-484-4680
20	(公社)我孫子市シルバー人材センター	270-1121	我孫子市中峠2607番地	04-7188-2200
21	(公社)鴨川市シルバー人材センター	296-0033	鴨川市八色866番地　鴨川市福祉センター内	0470-93-0124
22	(公社)鎌ヶ谷市シルバー人材センター	273-0122	鎌ヶ谷市東初富六丁目7番25号　友輝ビル1F	047-443-4145
23	(公社)君津市シルバー人材センター	299-1104	君津市糠田103番地	0439-32-2711
24	(公社)浦安市シルバー人材センター	279-0004	浦安市猫実二丁目12番7号	047-355-4001
25	(公社)四街道市シルバー人材センター	284-0044	四街道市和良比181−37	043-497-5080
26	(公社)袖ケ浦市シルバー人材センター	299-0256	袖ケ浦市飯富1604番地　社会福祉センター内	0438-63-6053
27	(公社)八街市シルバー人材センター	289-1115	八街市八街ほ560番地5	043-442-3531
28	(公社)印西市シルバー人材センター	270-1337	印西市草深924番地　そうふけふれあいの里内	0476-45-0468
29	(公社)白井市シルバー人材センター	270-1415	白井市清戸765番地の2　高齢者就労指導センター内	047-498-1717
30	(公社)富里市シルバー人材センター	286-0221	富里市七栄653番地2　福祉センター内	0476-90-1375
31	(一社)南房総市シルバー人材センター	299-2713	南房総市和田町松田828　和田地域福祉センター「やすらぎ」内	0470-47-5410
32	(公社)匝瑳市シルバー人材センター	289-2141	匝瑳市八日市場ハ793番地34	0479-70-2030
33	(公社)香取市シルバー人材センター	287-0001	香取市佐原ロ2116番地1	0478-54-7710
34	(公社)山武市シルバー人材センター	289-1514	山武市松尾町松尾47番地3	0479-86-6616
35	(一社)大網白里市シルバー人材センター	299-3251	大網白里市大網317番地	0475-73-6771
36	(公社)酒々井町シルバー人材センター	285-0927	印旛郡酒々井町酒々井167番地の5	043-496-4077
37	(公社)多古町シルバー人材センター	289-2241	香取郡多古町多古777-1番地	0479-76-6606
38	(一社)栄町シルバー人材センター	270-1515 (270-1506)	印旛郡栄町安食台1丁目2番 5月移転予定→(印旛郡栄町龍角寺33)	0476-95-6021
39	(公社)横芝光町シルバー人材センター	289-1727	山武郡横芝光町宮川11894　光風館内	0479-30-3311

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目9番16号 三井生命千葉中央ビル4階

TEL:043-227-5112　FAX:043-227-5197